

平成16年7月16日（金）

官 報 第3894号（関係部分抜粋）

○総務省告示第五百九十一号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七  
七条第一項の規定により、鹿児島郡吉田町、同郡  
桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町及び同郡  
山町を廃し、それらの区域を鹿児島市に編入する  
旨、鹿児島県知事から届出があつたので、同条第  
六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効  
力を生ずるものとする。

平成十六年七月十六日

総務大臣 麻生 太郎